議案第13号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月27日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

新たに設置する朝来市公正職務審査会、朝来市介護保険事業計画等審議会、朝来市健幸づくり推進協議会及び朝来市学校運営協議会の委員報酬額を朝来市報酬等審議会の答申に基づき定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年朝来市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表中「

Γ

企業奨励措置審査会	委員	日額	9,000円	

」を

企業奨励措置審査会	委員	日額	9,000円
公正職務審查会	委員	日額	9,000円
介護保険事業計画等審議会	委員	日額	9,000円
健幸づくり推進協議会	委員	日額	9,000円
学校運営協議会	委員	日額	9,000円

」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 13 号資料

朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現	行	改 正	案
別表(第2条関係) 報酬額表		別表(第2条関係) 報酬額表	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
 (略)			
<u>企業奨励措置</u> <u>委員</u> 審査会	日額 9,000円	<u>企業奨励措置</u> <u>委員</u> 審査会	日額 9,000円
スポーツ推進 委員 委員	年額 50,000円	<u>公正職務審査</u> <u>委員</u> <u>会</u>	日額 9,000円
(略)		<u>介護保険事業</u> <u>委員</u> 計画等審議会	日額 9,000円
		健幸づくり推 委員 進協議会	日額 9,000円
		学校運営協議 委員 会	日額 9,000円
		スポーツ推進 委員 委員	年額 50,000円
		(略)	



令和2年1月30日

朝来市長 多 次 勝 昭 様

朝来市報酬等審議会会長



朝来市公正職務審査会委員、朝来市介護保険事業計画等審議会委員、 朝来市健幸づくり推進協議会委員及び朝来市学校運営協議会委員 の報酬の額について(答申)

令和2年1月21日付けで市長より諮問のあった「朝来市公正職務審査会委員」、「朝来市介護保険事業計画等審議会委員」、「朝来市健幸づくり推進協議会委員」及び「朝来市学校運営協議会委員」の報酬の適正な額について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

答申書

本審議会は、朝来市報酬等審議会条例に基づき、令和2年1月21日に市長から諮問のあった「朝来市公正職務審査会委員」、「朝来市介護保険事業計画等審議会委員」、「朝来市健幸づくり推進協議会委員」及び「朝来市学校運営協議会委員」の報酬について、審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

1 はじめに

地方自治法第 202 条の3 に規定されている附属機関等の委員の報酬の額は、朝来市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例又はその他委員会を設置する根拠となる条例に基づいて定められている。

諮問を受けた新たに設置を予定している委員会の委員の報酬の額について、附属機関として既に設置されている委員会との職務上の役割、開催頻度等を踏まえて意見交換を行い、慎重審議を重ねた結果、異論なく、全会一致で次のとおり答申する結論に至った。

2 答申

新たに設置される「朝来市公正職務審査会委員」、「朝来市介護保険事業計画等審議会委員」、「朝来市健幸づくり推進協議会委員」及び「朝来市学校運営協議会委員」は、その職務上の役割及び出務の頻度等において、他の附属機関の委員と比較しても、同等程度であると思料する。

したがって、本市における附属機関としての委員会の委員等の報酬の額とされる、日額 9,000円とすることが妥当であると答申する。

令和2年1月

朝来市報酬等審議会

報酬等審議会委員

会長	仲村	守
会長職務代理者	西垣	隆
委員	伊藤	明美
委員	植村	篤彦
委員	佐藤	久美子

報酬等審議会開催日

第1回 令和2年1月21日

答 申 令和2年1月30日